

63

63

昭和63年工業統計調査
工業調査票甲
(従業者30人以上の事業所用)

指定統計 第10号

1 事業所の名称及び所在地 (品名等)	10 有形固定資産 土地 建物 構築物 機械 器具 備品 船舶 航空機 自動車等 年 初 現 在 高 取 得 額 (年間) 除 却 額 (年間)	11 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原料、燃料の在庫額 (1) 製造品在庫額 (2) 半製品及び仕掛品 (3) 原料及び燃料	12 製造品の出荷額、在庫額等 ア 品別製造品出荷額 (年間) (内国消費税を含む) 品 目 別 製 造 品 出 荷 額 (年間)	13 12のウ、エの合計金額 14 内国消費税額 (年間)	15 主要原材料名 ア 購入したもの イ 他の企業から支給されたもの (無償)	16 作業工程 17 工業用地及び工業用水 ア 事業所敷地面積及び構築物 イ 工業用地の取得面積 ウ 1日当り水別別用水量 エ 1日当り用途別用水量
------------------------	--	---	---	----------------------------------	---	---

記入注意

調査票の記入に当たっては、調査票の項目欄の説明、記入注意、記入の仕方及び商品分類表を参照してください。

- 調査項目の説明**
- 事業所の名称及び所在地**
「事業所の名称」には、商号、その他営業上用いている正式の名称を記入してください。定まらざる名称のない場合は、**事業主の氏名**を記入してください。
 - 経営組織**
「組合」とは、法人格をもった組合をいいます。法人格をもたない匿名組合などは個人に含めてください。
 - 従業員数**
(1) 「常用労働者」とは、次のうちいずれかの従業者をいいます。
(イ) 期間をきめず、又は1か月を超え、期間をきめて雇われている者。
(ロ) 日又は1か月以内の期間を限って雇われている者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者。
(ハ) 再雇、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。
(ニ) 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。
(ホ) 「個人事業主及び無給家族従業者」とは、業務に従事している個人事業主と、その家族で無報酬で常時勤務している者をいいます。したがって、実務になさざわらない事業主とその家族で手伝い程度のものは含めななくてください。
 - 常用労働者毎月末現在数の合計**
「常用労働者」の1月から12月までの毎月末の現在数を合計したものです。個人事業主や無給家族従業者を含めななくてください。
 - 現金給与総額**
(1) 所得税、保険料、組合費などを差し引かない、いわゆる税込みの金額を記入してください。
(2) 「常用労働者に対する基本給、給与」とは、労働契約、団体協約、給与規則などによって、あらかじめ定められている給与条件によるものをいいます。基本給のほか、家族手当、超過勤務手当、通勤手当、休業手当などを含んだものです。
(3) 「特別に支払われた給与」とは、常用労働者に対して、一時的な理由により、特別に支払われた結婚手当、期末賞与などをいいます。
 - 原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費**
(1) 「原材料使用額」
(イ) 燃料以外のすべての製造加工用の原材料 (購入した水を含む。)及び工場管理のための材料、備品、消耗品などのうち、実際に使用した総使用額をいいます (購入額を記入するものではありません)。
(ロ) 原材料を使用して中間製品を製造加工のために使用した場合は、はじめに使用した原材料費だけを記入してください。
(ハ) 同じ企業に属する他の事業所から受入れたもの及び農業、林業、水産業、鉱業活動によって自家取得したものの使用額も市価に換算して記入してください。
(ニ) 燃料として使用されるものも、原材料として使用された場合、例えばコークス製造用の石炭、ゴム溶剤に用いられた石油などは、原材料使用額に含めてください。
(ホ) 「燃料使用額」には、暖房用も含まれます。なお、同じ企業に属する2以上の事業所に送電している自家発電所の使用した石炭、石油などの使用額は、製造品出荷額等のもっとも多かった事業所にまとめて記入してください。
(ヘ) 「電力使用額」には、工場の電灯用も含まれます。なお、自家発電によるものは除きます。
(ニ) 「委託生産費」とは、原材料又は製品を他の事業所に支給して、製造加工を委託した場合の加工費をいいます。
 - 有形固定資産**
事業所の所有するすべての有形固定資産 (事業所外のものを含む。)を帳簿価額によって記入してください。「土地」と「土地を除く有形固定資産 (建物、構築物、機械、装置、船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等)」

一般注意
調査期間が年間となっている事項については、昭和63年1月1日から12月31日までの事実について記入してください。しかし、毎月の帳簿簿切(例えば25日)がきまつている事業所では、昭和63年12月の帳簿簿切日からの半年間の事実について記入しても差し支えありません。

- 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原料、燃料の在庫額**
(1) 「在庫額」には、事業所が所有するものを記入し、下請加工のために、他から支給された原材料及び下請加工した製造品は含めななくてください。金額は帳簿価額によって記入してください。それが難しいときは見積り市価によってください。
- 製造品の出荷額、在庫額等**
(1) 「製造品」には、副産物、製造工程から出た、廃物も記入してください。
(2) 「製造品名」「加工品名」「番号」「数量単位」などの記入にあたっては、調査票の別紙に記した「商品分類表」によって記入してください。
(3) 「ア 品別製造品出荷額」
(イ) 同じ企業に属する他の事業所へ引き渡したものの、原材料又は製品を他の事業所に支給して製造、加工させた出荷した製造品も含まれます。
(ロ) 同じ企業に属する2以上の事業所に送電している自家発電所が、他に余剰電力を販売した場合は、この販売電力を製造品出荷額等のもっとも多かった事業所の出荷額に記入してください。
(ハ) 内国消費税を課せられたものは、その税額を含んだ金額を工場出荷額とし、また、割引、割引されたものは、その分を含んだ販売実価によって記入してください。
(ニ) 同じ企業に属する他の事業所へ引き渡したものは、市価によって出荷額を記入してください。
(ホ) 「イ 品別製造品在庫額」には、半製品及び仕掛品は含めななくてください。
(ヘ) 「ウ 加工費収入額」には、他の企業の所有する原材料又は製品に加工して63年中に引き渡したものに、加工して受け取った加工費を記入してください。63年中において加工工というものは、他の事業所から支給された主要原材料によって製造し、あるいは他の事業所の所有する製品、半製品に加工処理を加え、これによって加工費を受け取る場合に限り、したがって、普通に加工業と呼ばれる事業所に属する事業所も、自己の所有する原材料や製品に加工する場合は、この事業所の「製造品」となりますから、これは「品別製造品出荷額」に記入してください。
(ニ) 「修理料収入額」には、他人のものを修理して受け取る修理料を記入してください。ただし、船舶、鉄道車両の修理、航空機及び航空機用原動機、オートバイの修理などは、「修理」として、自己所有の原材料によって修理した場合は、「品別製造品出荷額」に記入し、他から原材料の支給を受けた場合は、「加工費収入額」に記入してください。
(ハ) 調査票欄に書きつけないときは補助用紙を用いてください。この際、調査票には「以別紙」と記入するとともに、補助用紙には必ず事業所名を記入してください。ただし、補助用紙を用いた場合でも合計数字は調査票の「製

- 製造品出荷額計**又は「製造品在庫額計」欄に記入してください。
- 主要原材料名**
購入又は支給された原材料のうち、主なもの記入してください。購入した原材料を使用して中間製品を作り、さらにこの中間製品を原材料として製品を作る場合は、最初に購入した原材料名を記入してください。
- 作業工程**
製造品の出荷額、在庫額等に記入した製造品及び加工品のうち、主なものについて、この事業所の作業工程を段階的に説明してください。2種以上の製法のある製造品については、そのうちのどの方法によっているか、また、機械によっているか、手作業によっているか、要点を明確に記入してください。
- 工業用地及び工業用水**
(1) 「ア 事業所敷地面積及び構築物」
(イ) 事業所敷地面積には、事業所で使用 (賃借を含む)している敷地の全面積を記入してください。ただし、鉱区、住宅、寄附金、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地、生産設備などのある敷地と、道路 (公道)、へい、さくなどにより、明確に区別される場合はこれらの敷地の面積が、何らかの方法で区別できる場合は除いてください。なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含めてください。
(ロ) 事業所の構築物には、事業所敷地内にある、すべての建築物の面積の合計を記入してください。
(2) 「イ 工業用地の取得面積」
(イ) 取得面積は、工業用地として本年中に購入契約を締結したものをすべて記入してください。
(ロ) 公有水面の埋立の免許を受けた場合は、その許可をもって購入契約とし、許可面積が取得面積となります。
(3) 「工業用水」とは、事業所内で生産のために使用される用水 (従業者の飲料水、雑用水を含む)をいいます。
(4) 「エ 1日当り用水量」とは、1月1日から12月31日までの1年間に、この事業所で使用した工業用水の総量を操業日数で割ったものです。
(5) 「ウ 1日当り水別別用水量」
(イ) 「公共水道」には、都道府県又は市町村によって経営される工業用水道又は水道から供給を受ける水の量を記入してください。
(ロ) 「工業用水道」とは、飲用に適さない工業用水を供給するものです。
(ハ) 「地表水・伏流水」には、河川、湖沼又は貯水池から取水する水 (地表水)の量と、河川敷又は旧河川敷内において集水地によって取水する水 (伏流水)の量の合計を記入してください。
(ニ) 「井戸水」には、浅井戸、深井戸又は湧き水から取水する水の量を記入してください。
(ホ) 「その他の淡水」には、上記のいずれにも属さない、「回収水」以外のもの、例えば、農業用水路から取水する水、他事業所から供給を受ける水などの量を記入してください。
(ヘ) 「回収水」には、この事業所内で一度使用した水、冷却水、廃水、沈下池、循環装置などの回収装置を通じて回収使用する水の量及び上記の回収水の施設をまたぎずに循環して使用している水の量を記入してください。
(ニ) 「エ 1日当り用途別用水量」
(イ) 「ボイラ用水」とは、ボイラ内で蒸気を発生させるために使用される水をいいます。
(ロ) 「原料用水」とは、製品の製造過程において、原料としてそのまま用いられる水、あるいは製品原料の一部として追加使用される水をいいます。
(ハ) 「製品処理用水」とは、原料、半製品、製品などの浸漬溶剤など、物理的な処理を加えるために使用される水をいいます。例えば、パルプ製造工程におけるパルプの浸漬溶剤水、ビニール製造工程におけるパルプソーダの溶剤水、染色用水などがこれです。「洗じよう用水」とは、工場設備、又は製品の洗じよう用に供される水をいいます。
(ニ) 「冷却用水」とは、工場の設備又は原料、半製品、製品などの冷却用に使用される水をいいます。
(ホ) 「蒸留用水」とは、工場内の温度又は湿度の調整のために使用される水をいいます。
(ヘ) 「その他」とは、上記のいずれにも属さない用水、例えば、工場内での従業者の飲料水、雑用水をいいます。
- 備考**
「休業中」「操業開始後未出荷」の事業所は、その旨をこの欄に記入してください。

通商産業省